

事 務 連 絡  
平 成 18 年 5 月 11 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

輸出国政府の登録制度等により検査命令が免除される  
食品を輸入する輸入者に対する指導について

輸入者の自主的な衛生管理の実施に関する指導については、輸入食品監視指導計画において基本的な指導事項、輸入前指導の実施等について定めているところです。

先般、標記について輸入者に対する指導時の説明が十分ではないのではないかとの指摘があったことから、念のため、輸入者に対する指導時には下記の事項について留意するよう連絡します。

なお、本件を含め輸入者に対する指導については、通関業者に対してのみ行うのではなく、必要に応じて直接輸入者に対し行うよう特段の配慮をお願いします。

記

1 制度等の趣旨

輸出国政府の登録制度等による検査命令の免除については、輸出国政府において一定の対策を講じた施設等から輸入される食品の特定の検査項目に関する検査手続を簡素化するものであり、個別の輸入者が輸入する個々のロットの適法性を保証し、違反の蓋然性をゼロとするものではないこと。

2 輸入者の責務

輸入者には、輸出国政府の登録制度等によらずに、輸入される他の食品と同様、食品安全基本法第8条及び食品衛生法第3条に規定される責務があること。

3 輸入時検査の考え方

検査命令が免除される検査項目を含め、モニタリング検査の対象としており、法違反が発見された場合には必要な措置をとることとなること。